

## 第1回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

---

### 《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：石狩市花川北コミュニティセンター

日時：平成15年2月20日（木）13：30～16：30

## 第1回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 会議順序

平成15年2月20日(木) 13:30~16:30

1	開会	1 頁
2	会長挨拶	1 頁
3	副会長挨拶	3 頁
4	委員及び監査委員委嘱状交付	4 頁
5	委員(及び事務局職員)の紹介	4 頁
6	報告事項	4 頁
	報告第1号 経過報告(石狩市・厚田村・浜益村合併問題の取り組み)について	5 頁
	報告第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会設置に関する協議書について	5 頁
	報告第3号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約について	5 頁
	報告第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約に関する協議書について	6 頁
	報告第5号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項に関する協議書について	6 頁
	報告第6号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局規程について	6 頁
	報告第7号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会財務規程について	6 頁
	報告第8号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	7 頁
7	協議事項	9 頁
	協議第1号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程(案)について	9 頁
	協議第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程(案)について	9 頁
	協議第3号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程(案)について	10 頁
	協議第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会規程(案)について	10 頁
	協議第5号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について	17 頁
	協議第6号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について	18 頁
	協議第7号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について	19 頁
	協議第8号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について	20 頁
	協議第9号 合併協議項目(案)について	22 頁
	協議第10号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営に当たっての確認事項(案)について	27 頁
	協議第11号 事務事業の調整方針(案)について	29 頁
	協議第12号 新市建設計画の策定方針(案)について	29 頁
8	その他	31 頁
	(1) 第2回会議の開催日時等について	31 頁
9	閉会	31 頁

## 1. 開 会

工藤事務局長：それでは、皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただき、まことにありがとうございます。

これから会議を開催するわけでありますが、委員の皆様には会議のご案内の中で、本日の協議案件の議案第1号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程でございます会議の公開につきまして、事前にご了解をいただいておりますとおり、会議の当初から傍聴の皆様には入場していただいております。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

それでは、ただいまより、第1回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催いたします。開会に当たりまして、当協議会の会長に選任されました田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところ、ご参会を賜りましてありがとうございます。

私、当協議会の会長を両村長のご推挙により、受けさせていただきました石狩市長の田岡でございます。

本日ここに第1回目の石狩市・厚田村・浜益村合併協議会の開催を迎えるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日ご出席の皆様、あるいは会場にご参会の市民の皆様、村民の皆様方、そして大勢の関係者の皆様方にとりまして、まさに合併は今日的な地方自治における大きな課題であります。このことがこうした協議会を設立し、議論をするに至ったことを考えますときに、まさに出席された皆さんにとっても、私にとっても、身の引き締まる思いであります。

私たちは今日まで、さまざまな議論や経過をたどってきておりますが、基本的に3つのまちは石狩湾に面し、約400年にわたって歴史を持っており、ともに水産業を中心とした文化を持った地域であります。

かつては石狩町であった時代、3つの自治体は沿岸3町村と称しまして、さまざまな自治体交流、あるいは人的な交流なども含めて、私たちにとって、大変大きなきずなを持った地域でもありました。

こうした中で、私たちは地方自治が施行されてから約半世紀、分権社会への移行期という大変な、戦後50年を経た新しい時代への創造的時期を迎え、そして、住民に最も身近な基礎自治体でありますこの地方自治体にとりまして、迎える、いや、もう迎えております少子高齢化対策、あるいは行財政改革、そして、さまざまな社会保障制度のあり方など、直面する大きな課題を抱えております。

そうした一方で、こうした問題に確固たるその対応策をつくっていく自治体経営、自治体運営、自治体組織の足腰の強い体質改善というものが求められていることも事実であります。その中で、合併というのもその選択肢の一つ、逆に言いますと、その一つの選択肢として合併も含めたさまざまな議論が求められており、今日までそうした意識の中で、私どもは次なる世代への問題点を模索してまいったわけでありまして。

昨年1月早々に事務的な検証を行うために、合併にかかわります3自治体によって、研究会を発足させていただいております。基本的な事項についてのシミュレーション、あるいは現状分析、更にはさまざまな課題の抽出などを進めまして、事務的にその検証を進めてまいりました。9月に最終報告書が出されました。しかし、この段階でこれ以上進めるに当たっては、更なる検証を進めるに当たっては、研究会の権能ではもはや如何ともしがたいという状況も現実見ることになりました。

したがって、これらのレポートをもって、住民説明会、あるいは自治懇談会等、さまざまな住民コンセンサスを図ってまいりました。約3カ月間のこういった期間を踏まえまして、12月にそれぞれの議会において、協議会の設立に向けた決議がなされ、本年1月1日をもって当法定協議会の設立となったわけでありまして。

今や合併につきましては、まさに自らその答えを出す段階に入ってきていると思います。そして、そのための

真剣な議論が必要であり、まさに真剣勝負の場だというふうに思っております。将来のまちづくりや、課題解決への道筋も、また、その中で見いだす必要があるのではないのでしょうか。

私は平成17年3月31日のいわゆる合併特例法の期限を座して待つ、考えないで、結果、期限が来たことが結論につながるという、この選択だけはしたくないと思っております。合併をするにも、しないのにも、市民の皆様がそのプロセスをしっかりと見定めながら、一つの結論を出すということが、何よりも大切だと思っております。

もちろん、合併問題の本質論の中では、それぞれの町々が果たして、今後自立できるのかどうか、あるいは時代的環境を踏まえて、まち自身が今後、今のままで経営ができるのか。そして、さまざまな先見的洞察、あらゆる知見を集約する中で、将来のありようを描きながら検討する。個々の事業に至っては、恐らくこれから協議会の中でご検討させていただきますが、約1,000項目にわたる細かい議論を重ねていくことになると思います。

そして、その一つ一つの合意形成を図りながら、更なる議論の熟度を深め、結論に至ると思っております。

当協議会はもとより、結論を決する場所ではございません。手続上はそれぞれの自治体の議会をもって決定すべきことでありますが、私どもはこの協議会において、一つの積み重ねた議論を重ね、そして、深めることによって、そのたたき台をつくり、そして、その検証をする中身一つ一つが各自治体において、更なる議論を重ねるための資料の提供であり、方向性を示すための議論であろうと思っております。

そういう意味におきましては、当協議会の役割というのは、合併について真剣な議論、そして、自由な議論を保障する場であるということが、この法定協議会の一つの大きな位置づけであるというふうに解しております。

皆様方におかれましては、ぜひともこうした当協議会の位置づけをご理解されて、フリーで自由で、そして、紳士的な議論がされることを大いに期待するところであります。

また一方で、私どもは住民への周知ということについて、気を配っていかなくてはなりません。議論の熟度に応じまして、当協議会が主催する説明会、そして、それぞれの自治体が各自治体の住民に向けた説明を行うほか、都度、インターネット、あるいは、専門の広報などを作成して、関係住民全戸に配付するなど、その内容をつぶさに承知してもらい、そういう努力も怠ってはならないと思っております。

今後、各自治体におかれましては、この協議会の中身をつぶさに検証、検討され、そして、村民、市民、全体がそれぞれの役割、立場において、議論が奮起し、創出され、そして、さまざまな議論の積み重ねが最終的に多くの住民が納得するということまでたどり着くよう頑張っていきたいと思っております。

また、委員の皆さんには、かなりハードなスケジュールとなります。もとより限られた時間内に一つの結論を出すということを目標にしていかなければ、永遠のエンドレスの議論をこの場で行う、そういうふうには思っておりません。必ず、与えられた時間の中で、一つの結論を出す、この努力をお互いにルールとしていきたいと思っております。

大変エネルギーが、しかも、時には専門的に、あるいは専門的でないことの方がむしろ新鮮な意見を提供できるという、そういったさまざまな多層な意見が重なり合う場であって、皆さんの議論が終わった段階で、その結論の如何にかかわらず、歴史的な参加をしたんだという満足感の持てる、そういった議論の場にしたいと思っております。

最後に、この問題については、長期といいますが、短期ではあるんですが、かなりハードなスケジュールになりますので、健康管理にご留意されて、この目的が成就するよう、ぜひ、皆様のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶にかえさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

工藤事務局長：ありがとうございました。

### 3. 副会長挨拶

工藤事務局長：続きまして、当協議会の副会長の皆様よりご挨拶を申し上げます。

初めに、副会長で会長職務代理を務めていただきます牧野健一厚田村長にお願いいたします。

牧野副会長：どうも、ご参列の皆さん、本当にご苦労さまでございます。

今、会長の方からお話があったわけでありまして、私は今ご紹介ありましたように、厚田村の村長で牧野と申します。この会の副会長を仰せつかったわけでありまして。

本当にまた、公私ともにご多忙のこの中で、各委員の皆さん、本当に大変難しい問題を引き受けていただいたということで、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今、会長の方から細かいお話があったわけでありまして、本当に時代の変革と申しますか、大変な時代を迎えております。町村合併については、皆さんも御存じのように、昭和の大合併以来のこの平成の合併ということになるわけでありまして、私はこの今回の合併こそ、本当の意味で大変大きな意味を持つ合併になるというふうに思っているところでございます。

本当に難しい状況下の中でございます。いろんなことあると思いますし、この1市2村、大小の差はあるわけでありまして、自治体としての資格と申しますか、これについては同じ要件を持っているところでございます。それぞれ個性を持っております。これをまた3つを1つに重ねるといふことの難しさというものが本当に大丈夫かなという、私自身も心配があるわけでありまして、いずれにいたしましても、やはり今の時代背景というものをしっかり見つめて、そして、新しい、いい方向を探っていくということが一番肝心であるというふうに思っている次第でございます。

これからまた各委員さんのいろんな意味でご助言等、賜りたいというふうに思っております。私どもも一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

工藤事務局長：ありがとうございました。

続きまして、同じく副会長であります木村康美浜益村長お願いいたします。

木村副会長：皆さん、こんにちは。石狩市の選ばれた委員の皆さん方、そして、厚田村の選ばれた委員の皆さん方、さらには浜益村の委員の皆さん方、大変な時期に大変な仕事を引き受けられたということで、心から感謝を申し上げますと同時に、その責任の重さというものを私どもも感じているようなところでございます。

まず、我々が経験したことのない合併という、我々にとっては一番大きな大問題を控えて、私も大変緊張しておるところでございますけれども、それぞれの地域に、それぞれのよさがあるということを私はまず、そのことを皆さん方にわかってもらいたいというふうに考えております。

確かに石狩市の中には、厚田、浜益村と合併したくないという、そういう方々もいらっしゃることも十分私どもも承知しております。けれども、協議会の中でいろんなことを話し合いながら、いかにしたらよいまちづくり、むらづくりができるのかな、そういうことを協議するのがこの協議会だろうというふうに私は位置づけております。

どう選択するのかということは、やはり村民に対して、市民に対して、どんなメリットがあるのか、どんなデメリットがあるのか、私はやはり、メリットの多い、デメリットの少ない、そんな選択をするべきがこの協議会の協議であろうというふうに考えております。

田岡会長から今までのくだりをずっと述べていただきましたから、詳しい内容については省略させていただきますけれども、これからまた皆さん方と色々な議論を重ねながら、そして皆さんの色々なアドバイスをいただきながら、私どもも実りある協議会にしたいというふうに考えておりますので、どうぞ、ひとつよろしくお願いをいたします。

#### 4～5. 「委員及び監査委員委嘱状交付」及び「委員（及び事務局職員）の紹介」

工藤事務局長：ありがとうございました。

それでは、次第の4番目、委員及び監査委員の皆様への委嘱状の交付、並びに5番目の委員皆様のご紹介をあわせて取り進めさせていただきます。

会長が皆様のお席へお伺いいたします。浜益村議会議長工藤榮一様から時計回りで行いたいと思いますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方はその場でご起立の上、お受け取り願います。

浜益村議会議長工藤榮一様。浜益村議会議員佐々木友治様。浜益村議会議員神田一昭様。浜益村議会議員岸本正吉様。浜益村議会議員羽立福光様。浜益村議会議員越智正男様。北石狩農業協同組合理事後藤崇様。浜益漁業協同組合代表理事組合長の中村東伍様はきょう欠席でございます。浜益村商工会会長大山弘行様。浜益村自治会連合会会長石橋千春様。浜益村自治婦人会連絡協議会会長岸本アイ様。石狩市一般公募委員の藤原市子様。石狩市一般公募委員坪田清美様。石狩市一般公募委員小池弓夫様。石狩市一般公募委員飯尾亜紀仁様。石狩市一般公募委員浅井秀樹様。石狩市社会福祉協議会会長小林義行様。石狩市連合町内会連絡協議会会長佐藤豊治様。石狩市PTA連合会副会長の村重節子様は欠席でございます。石狩市文化協会事務局員山根利子様。石狩商工会議所会頭酒井敏一様。石狩市議会議員長原徳治様。石狩市議会議員児島勝昭様。石狩市議会議員堀 弘子様。石狩市議会議員熊倉正博様。石狩市議会議員田口廣行様。石狩市議会議員堀江 洋様。石狩市議会議員加納洋明様。石狩市議会議長織田展嘉様。厚田村一般公募委員桐山和郎様。厚田村一般公募委員鈴木日出男様。厚田村商工会会長沢田富男様。厚田漁業協同組合代表理事組合長の相原一男様は欠席でございます。厚田村農業委員会委員伊藤一治様。厚田村議会議員田村嘉瑞様。厚田村議会議員阿部政二様。厚田村議会議員小林順一様。厚田村議会議員石田貢様。厚田村議会議員河合雅雄様。厚田村議会議長藤田 満様。

本日欠席された委員の皆様への委嘱状は、事務局の方でお届けしたいと思います。

続きまして、共通委員のお2人に委嘱状を交付したいと思います。

北海学園大学教授佐藤克廣様。北海道石狩支庁地域政策部長遠藤憲治様。

続きまして、監査委員のお2人です。

厚田村代表監査委員土門隆一様。浜益村代表監査委員北嶋富作様。

続きまして、事務局職員をご紹介します。

私、事務局長を務めさせていただいております工藤泰雄でございます。石狩市からの派遣でございます。

次に、事務局次長の清水敬二です。北海道からの派遣でございます。

それから、次に、総務班長の松儀倫也です。石狩市からの派遣です。

計画班長の佐々木大樹です。浜益村からの派遣です。

調整班長の中村裕一です。厚田村からの派遣でございます。

それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、正副会長を含め、委員45名中、42名の出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長が行うこととなります。

なお、本日の会議時間はおおむね2時間を予定しております。よろしくお願いたします。

会長、どうぞよろしくお願いたします。

#### 6. 報告事項

田岡議長：それでは、規約に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。

本日は報告並びに協議事項が用意されております。大体当会議は2時間程度で一つの目安に進めたいと思っております。

また、全般的には、当協議会の立ち上げにかかわるさまざまなルール、あるいは調整、そして、新市計画などを含めた協議になりますので、その大半を事務局の方の説明によって進行させていただくこととなりますが、やはり中身によっては、大変ご議論をいただく部分もたくさんあるかと思っておりますので、できるだけご質問といったものを端的に短い時間で有意義な議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、まず最初に報告第1号 経過報告から第8号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてまで、一括して提案させていただきたいと思っております。

事務局から説明をいたします。

佐々木計画班長：事務局の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、報告第1号から第8号までにつきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料のうち、報告第1号となっております資料の方をごらんください。

初めに、報告第1号 経過報告について、ご説明させていただきます。2ページをごらんください。

昨年1月23日、石狩市、厚田村、浜益村の各企画担当職員により、3市村の行政体制や財政状況など、現状を把握し、合併に関する課題や効果等について、事務レベルで調査・研究を行うため、石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会が設置され、7回の研究会及び事務的な作業のため3回の事務打ち合わせ会議が開催されております。

この間、3月には現状分析及び現状分析に基づいた検討課題の整理、6月には合併算定替、財政規模及び職員数の推計が研究会から報告されております。さらに9月には合併問題調査研究報告書として公表がなされております。

その後、石狩市・厚田村・浜益村の3市村長が協議した結果、合併に関する将来のまちづくりについて、住民・議会・行政が一体となった公式の場で、より多岐にわたる事項をさらに深く議論することが必要であると判断いたしまして、12月に各市村議会の議決を経まして、本年1月1日に本協議会が設置されたところでございます。

続きまして、報告第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会設置に関する協議書について、ご説明させていただきます。4ページをごらんください。

こちらは昨年12月25日の設置調印式におきまして締結されました本協議会の設置に関する協議書の写しでございます。

続きまして、報告第3号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約について、ご説明させていただきます。6ページをごらんください。

第1条は、石狩市・厚田村・浜益村の3市村が地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、本協議会を設置することを定めたものでございます。

第3条は、協議会の担当事務を定めたものでございます。第1号は3市村の合併に関する協議を行うこと、第2号は合併特例法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成を行うこととされております。

この市町村建設計画は、仮に合併したら、こうしたまちづくりを進めますというビジョンを住民へお示しし、合併の是非を判断していただくための材料の一つとなるものでございます。また、合併した場合の新しいまちのマスタープランとしての役割を果たすものでもございます。

第3号には、その他、合併に関し、必要な事項とされております。その主なものといたしましては、協議会だよりの発行及びホームページの開設等によりまして住民への広報活動、シンポジウム、住民説明会などの開催でございます。

第4条は、事務所の所在地を石狩市役所内に置くということ。

第5条から第8条までは、会長、副会長及び委員の選任など、協議会の組織等に関する規定でございます。なお、会長の選任及び副会長による会長の職務代理の順位並びに共通委員として必要に応じて加えることのできる委員の選任につきましては、3市村長の協議によって定めることとされております。

第9条は、会議の招集についての規定でございます。

第10条は、会議の運営についての基本的な事項の規定でございます。第1項は会議の開催は委員の過半数の出席が必要なこと。第2項は会長が会議の議長となることを規定したものでございます。

なお、会議の議事、その他、会議の運営について、必要な事項に関する規程につきましては、後ほど協議第1号によりまして、委員の皆様にご協議いただくこととなっております。

第11条及び第12条は、小委員会、幹事会及び専門部会の設置に関する規定でございます。こちらにつきましても、後ほど協議第2号から第4号までによりまして、委員の皆様にご協議いただくこととなっております。

第13条は、事務局の設置に関する規定でございます。事務局の組織及び運営の規程につきましては、3市村長の協議を経て、会長が定めることとなっております。こちらにつきましても、後ほど報告第6号により、ご報告させていただきます。

第14条及び第15条につきましては、協議会の経費の負担、出納の監査に関する規定でございます。こちらは3市村長が協議して定めることとなっており、後ほど報告第4号により、報告させていただきます。

第16条及び第17条につきましては、財務に関する事項、報酬及び費用弁償に関する規定でございます。こちらにつきましても、会長が定めることとなっております。後ほど報告第7号及び第8号により、報告させていただきたいと思っております。

続きまして、報告第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約に関する協議書について、ご報告させていただきます。10ページをござんください。

こちらは合併協議会規約にもとづきまして、3市村長の協議で決定した事項に関する協議書でございます。

協議して定めた事項といたしまして、会長は田岡石狩市長とすること、会長の職務代理の順位は、牧野厚田村長、木村浜益村長の順とすること、事務局の職員、組織及び運営に関しまして、事務局規程を定めたこと。協議会の経費につきましては、各市村が均等に負担すること、協議会の監査委員は厚田村及び浜益村の監査委員から各1名とすることを確認したものでございます。

なお、監査委員につきましては、先ほど委嘱されております厚田村土門隆一代表監査委員様、浜益村北嶋富作代表監査委員のお2方を委嘱させていただいております。

続きまして、報告第5号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に関する協議書について、ご説明させていただきます。13ページをござんください。

協議の内容は、規約第8条第2項に規定されております共通委員といたしまして、北海学園大学教授の佐藤克廣氏、北海道石狩支庁地域政策部長の遠藤憲治氏のお2人を選任いたしましたものでございます。

続きまして、報告第6号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局規程について、ご説明させていただきます。16ページをござんください。

こちらの規程は規約第13条第3項に基づきまして、事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、事務局の所掌事務、第3条から第5条までは事務局の組織体制及び職員の職務等に関して定めたものでございます。なお、各班の分掌事務につきましては、18ページ、別表第1のとおりとなっております。

第6条以降には、決裁に関する事項、情報公開及び公印の取り扱い等の規定が盛り込まれております。

次に、報告第7号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会財務規程について、ご報告させていただきます。20ページをござんください。

この規程は、規約第16条に基づき、協議会の予算及び決算、収入及び支出の手続等について定めたものでございます。

第2条第2項は、予算は協議会の承認を得なければならないこと、第3項は協議会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わること、第3条は予算の補正には協議会の承認を得なければならないこと、第8条は、会計年度終了後2カ月以内に決算を調製し、監査に付すことなどが規定されております。

また、附則の第3項では、本年度につきまして、この規程を施行いたしました1月1日から、本日の第1回協議会の開催日前までの間に必要となった事務的な経費について、これを支出できることとされております。

最後に、報告第8号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、ご報告させていただきます。23ページをごらんください。

この規程は、合併協議会規約第17条第2項に基づきまして、委員の報酬、費用弁償に関して、必要な事項を定めたものでございます。報酬につきましては、日額6,100円、費用弁償、いわゆる旅費につきましては、その実費により支給されることといたしております。

以上、合併協議会の設置に至るまでの経過、これまで取り決められました規約、協議書及び各種規程等につきまして、ご報告を終わらせていただきます。

田岡議長：ただいま、事務局から報告事項といたしまして、合併協議会の設置の経過、取り決められた規約と協議書、それに基づきます各種規程について説明がございました。

これまでの説明の中で、何かご質問等がございましたら、お受けしたいと思いますので、挙手をして、誠に恐縮ですが、お名前を申された後に、発言をしていただければと思います。

何かございますでしょうか。

よろしいですか、はい、どうぞ。長原委員、どうぞ。

長原委員：石狩の長原でございます。

1点、聞かせていただきたいと思っております。

私、ここで今、質問ということで、席を立ちましたけれども、この合併協議会そのものの法的性格といえますか、どういう性格を持って運営しているのかなということございまして、今、マイクを持って私が質問する、その質問する相手というのは、協議会会長でございます田岡市長に質問したらいいのか、それとも、ただいま説明いただきましたこの事務局に質問することになるのか、その辺も実はよくわかっておりません。

先ほど、経過の説明の中で、事務局規程というのがございました。この事務局規程を大まかに読ませていただきますと、これは合併協議会の会長の機関といえますか、会長を補佐する機関というふうに見えるわけございまして、こういった一連のことを考えますと、この合併協議会における、提案者、執行部という位置づけは、会長並びに副会長及び事務局がその執行部の役割を担うと、私どもは審議会委員としては審議をする立場と、意見を申し上げる立場と、こういうような流れになるのかどうか、先ほどの事務局規程との関連の中でも、いま一度ご説明をいただいております。

できれば、この今後の運営にかかわる問題でもございますので、この法定合併協議会ということの法的性格についても、あわせてご説明をいただければ、なおよろしいのではないかと思います。

以上でございます。

田岡会長：法律の説明等でございますので、事務局の方からご説明をさせていただきます。その後、必要に応じて、私の方から補足させていただきます。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。ご説明させていただきます。

この当合併協議会は今お配りいたしました報告案件の第3号、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約、この第1条に書かれておりますとおり、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3

条第1項の規定に基づきまして、設置するものでございます。

この法定協議会は、自治法に定められている協議会でございますので、各3市村の議会の議決をもって設置という形となっております。その設置と自治法上の設置の目的は各団体におきまして、協議しなければいけない事項、調整しなければならない事項がございましたとき、この法律に基づいて、協議会を設置できるという旨の規定でございます。その規定をもちまして、合併に関する協議を行う場として当協議会が設置されたものとなっております。

よろしくお願いたします。

田岡会長：当協議会はあくまでも、いわゆる協議の場ということが前提になります。しかしその協議を進めるに当たって、今回の場合はある程度規程というひな形といいますか、事務処理的に出される案件ですので、形としては会長提案という形になっていますが、本来、協議会の中において、提案、あるいはそのことについて、どういうやりとりをするかというルールはないわけで、場合によっては協議会の委員、あるいは小委員会において、その原案をつくっていくという作業も行われるわけですから、あくまでも対等な立場における協議の場であるというふうに解していただければと思います。

もとより、会長としての職務の中で、会をまとめる、意見を集約するなどの権能は持っておりますので、必要に応じてはお答えをすとか、あるいは会長としての意見を申し上げるというケースがあると思います。

ですから、きょうの場合は、特にたたき台が明確にされておりますので、これについてのご協議を願いたい。ケースによっては皆さんでその作文をつくるケースもありますが、実質的な作業は事務局がやるとしても、小委員会でのさまざまなこなしを行うというケースもあり得ると思います。

答えになっていますか。

長原委員：そうしますと、私がさっき申し上げたように、基本的には会長のまたはそれを補佐する事務局が提案されたものを審議会は審議をしていくと、こういう立場にあると。この協議会運営の執行的な立場は、会長及び副会長及び事務局であると、こういう理解でよろしいということでしょうか。

または、さらに今の田岡市長のご説明をいただきますと、それ以外にも委員の側からもいろいろな提案だとか、それから協議をしてほしい事項だとか、こういうのはどんどん提案をして、そしてそれを全体でまた議題として取り上げて協議をしていくと、こういう場でもあると、このようにご説明にも受けとめましたが、そういう理解でよろしいのかどうか、いま一度ご確認をいただきたいと思います。

田岡議長：提案というか、その提案そのものについての定義というのをここでまた議論をしていかななくてはならないのですが、提案という議論をするより、ご意見として出すものについて、それを否定するものではないと。それから、積極的な意見については、テーブルの上に上げて、みんなでその意見をすると。事務局の意に沿わない、あるいは会長の意に沿わないから、その問題をテーブルの上に乗せないんだというようなことではないと。

それから、小委員会のこれからの中身については、かなり詳細な検討、議論が重ねられますので、ぜひその中でご意見なり、ご提案なりということをお願いするということです。

そのほかにございませんか。

どうぞ。

加納委員：石狩市の加納です。

10ページの協議書の中で、第2の中の5番目に規約第14条に規定する云々となっていて、協議会に要する経費の負担方法は関係市町村が均等に負担するとなっておりますけれども、この負担の内容、これはそれぞれの自治体からの人数割りの負担になっているのか、要するに均一の負担ということなのか、このことについて、ご説明をいただきたいと思います。

田岡議長：事務局、お願いします。

清水事務局次長：説明させていただきます。

各3市村均等の負担となっております、出席委員の数等での比例案分とか、そういう形にはなっておりません。

加納委員：わかりました。

田岡議長：子細については、後ほど予算の中で説明させていただきます。

それでは、報告のことにつきましては、この辺で終わらせていただきたいと思います。

いかがですか、5分ぐらい休憩とりますか。引き続きやってよろしいですか。

(「はい」の声)

## 7. 協議事項

田岡議長：それでは、協議事項に入らせていただきます。

(「はい」の声)

田岡議長：それでは、引き続き、議事を進めさせていただきます。

協議第1号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程(案)について、協議第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程(案)について、協議第3号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程(案)について、協議第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会規程(案)については、協議会運営に関する事項でありますことから、4協議案について、一括協議をお願いしたいと思います。

内容については、事務局より説明をさせていただきます。

松儀総務班長：事務局の松儀と申します。よろしくお願いたします。

私の方から協議第1号から第4号までご説明させていただきます。お手元の協議資料をごらんください。

1ページの協議第1号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程(案)について、ご説明申し上げます。2ページをお開きください。

第1条にありますとおり、会議運営規程は規約第10条第3項の規定に基づきまして、本協議会の会議の運営に関して、必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、会議運営の基本方針について規定したもので、協議会の会議は公開するものとし、会議の運営に際しましては、公平かつ公正な協議の推進に努めることとしております。

本日の会議につきましては、本件の成立後に公開すべきところではございましたが、委員皆様の特段のご配慮によりまして、公開とさせていただきます。

第3条は、会長と委員の責務について規定したものでございます。

第5条は、会議の表決方法でございます。会議の議事決定は全会一致を原則としておりますが、協議が整わない場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することを規定しております。

第6条から第11条につきましては、傍聴に関する規程となっております。

第12条は、会議録の調製に関する規程であります。

第13条は、会議録及び会議に提出された文書の公開について規定したものであります。4ページに会議録等を公開する場所の一覧を記載してございます。ご参照願いたいと思います。

続きまして、協議第2号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会の設置規程(案)について、ご説明申し上げます。6ページをお開きください。

第1条にありますとおり、小委員会設置規程は、規約第11条第2項の規定にもとづきまして、本協議会に小委員会を設置するための必要な事項を定めたものでございます。

第2条の所掌事項につきましては、協議会から付託された事項について、調査・審議等を行うものとしております。

第3条は、委員は会長が指名することとしております。

第4条から第6条は、小委員会の組織と公開について規定したものでございます。

第7条は、会議運営規程に定められている傍聴と会議録等の調製について、当小委員会におきましても、準用するとしたものでございます。

第8条は、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程に定められている報酬、費用弁償、支給方法につきまして、当小委員会においても準用するとしたものでございます。

第9条は、小委員会での調査及び審議経過を協議会へ報告することを規定したものでございます。

続きまして、協議第3号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会設置規程（案）について、ご説明申し上げます。9ページをお開きください。

第1条にありますとおり、幹事会設置規程は、規約第12条第3項の規定に基づきまして、本協議会に幹事会を設置するための必要な事項を定めたものでございます。

第2条第1項の幹事会の所掌事務につきましては、会長の指示を受けて、協議会に提案する事項について、協議及び調整を行うものでございます。

第2項では、その他合併に関し、必要な事項につきましても、協議及び調整を行うことを規定しております。

第3条は、幹事会の構成について規定したものであります。3市村それぞれの助役と職員2名の9名で構成しております。

第4条から第6条につきましては、幹事会の組織と開催要件について規定しております。

第7条は、幹事長が協議または調整の結果を会長に報告することを規定したものでございます。

続きまして、協議第4号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会設置規程（案）について、ご説明申し上げます。12ページをお開きください。

第1条にありますとおり、専門部会設置規程は、規約第12条第3項の規定にもとづきまして、本協議会に専門部会を設置するための必要な事項を定めたものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、幹事会の幹事長の指示を受けて、協議会の担任する事務について、専門的に協議・調整を行うものとしております。

第4条の組織につきましては、13ページに掲載しておりますとおり、まちづくり専門部会など、7部会としております。

第6条は、会議の開催要件について、第7条は、部会長が協議または調整の結果を幹事長に報告することを規定したものでございます。

以上、協議第1号から第4号についてのご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡議長：少しずつ中身に入ってまいりました。ご質問等承りたいと思いますが。

どうぞ。

堀 委員：石狩市の堀といいます。

6ページのところの小委員会のところなのですが、資料のところの資料の4、ここにも小委員会にあっては人数が出ていないのですけれども、この人数はどのぐらいを予定しているのかということと、あと、会議は公開するという事になっているのですが、協議会の議事録ということは、会議録というのは出ているのですが、この委員会に関しては、会議録はどうなるのかということ。

それと、12ページのところの専門部会なのですが、これに関しては、公開がないのかどうか、分科会とかというところで資料を見ますと、いろんなまちづくりだとか、商工だとか観光だとかというところがあるの

ですが、これは職員だけが入ってこういう分科会を行っていくのかどうか、その点をお聞かせ下さい。

田岡議長：事務局からお答えします。

清水事務局次長：ご説明いたします。

まず、小委員会の人数ですけれども、小委員会の人数については、決まっております。小委員会の委員というのは、会長が指名すると、協議会委員の中から指名するということですので、まず小委員会の案件をどれにするかを協議していただかなければなりません。それから、それに対して何人を充てるかという話になってきますので、これからの第2回目以降の協議の中で決まってくるものと考えております。

2点目の会議録なんですけれども、第7条で石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程、これの準用を行っております。その準用している運営規程の第6条から13条までの規定の中に会議録のことも含まれておりますので、ご了承ください。

次に、専門部会、分科会の会議の内容と公開の件でございますけれども、これは後ほどご説明する協議事項の中にも入っておりますけれども、先にちょっとここでかいつまんでここでご説明させていただきます。

これはまさしく事務方が行う作業なんでございます。3市村の事務方が、合併協議会で今これからお諮りします第9号の協議項目について、3市村の事務方がどういうふうにしたらいいというたたき台をまず作って、それから協議会にお示ししていくという形、そこで、いろいろ協議をしていただくという。何事にもたたき台がないと、何分細かい事務がいっぱいございますので、できませんので、それをつくる作業でございます。ですから、開催は不定期となりまして、頻繁に行うものもあれば、間が延びるものもあります。

ちょっと公開という形ではお知らせすることもできないもので、それについては事務方の公開はしないでやっていく形となると思います。

協議事項、大きい項目は後ほどご説明しますが、26ございます。そのほかにその細部を詰めていくと1,000以上にもなります。それらを一つ一つ詰めていくのを一度にはできませんもので、このような専門部会、分科会をつくるという形となっております。

これでよろしいでしょうか。

田岡議長：はい、どうぞ。

堀 委員：ここに来るときに、委員としていろんな責任を持って来なくてはいけないというふうに思っているのですね。それで私たちは調査活動もその中に入るのかなと、だから専門の部会とか、分科会というのを公開されて、見に行く、見に行かないは、その本人の判断だと思っておりますけれども、委員としての調査活動として、そういうところに参加したいというのを認めるということも必要なのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

田岡議長：これ実際は、職員が各部、各局に分かれてたたきをしていくわけですね。ですから、こういう席上のような場所ができるというケースもありますし、できないケースもありますし、それから、必要に応じてワークショップのような、市民との接点を持つようなものもありますし、言ってみれば、極めて柔らかなたたき台をつくる作業と、それからどうしても極めて専門的な法とか、各種条例に拘束されているような中身を進めますので、ほとんどが事務的な会話になってくると思います。

基本的には、その状況をごらんになりたいという方がいたら、積極的に非公開にするという理由はないと思っています。どうぞということになると思いますが、ただ、いつどこで、だれがどんな形で行われているかということは非常にランダムな状況になると思いますので、これを3自治体に逐一連絡するということについては、極めて現実に困難だと思いますので、ご興味のある方は、ぜひ各自治体に問い合わせてくださいというぐらいのアピールはできるのではないかと考えております。

ほかにございませんか。

どうぞ。

長原委員：長原でございます。

幹事会規程についてお尋ねをしたいと思います。幹事会規程の第2条に2項というのがございまして、前項に規定するもののほかと、協議調整することができる、わざわざ第2項を立ててうたっております。

これを規約との関連で見ますと、この幹事会は協議会の会議に提案し、ここで協議する事項以外の事項について、多分、この実務的といいますが、そういう1,000及び一般的には2,000とも言われているような項目のいろんな細かい事項については、その幹事会の中で協議し決めるということができるという規定にも読み取れるのでありますが、この協議会の場との関連において、どのような取り扱い方がされるのか、この2項について、お伺いしておきたいと思います。

以上でございます。

清水事務局次長：ご説明させていただきます。

幹事会の第2項の取り扱いなんですけれども、この2項で想定しているものといえますのは、1項の方で協議会にかかる案件、協議事項に対する提案する調整の内容とか、協議内容のたたき台を出していきます。

しかし、これはそれを出すという話でありまして、それに対する作業の分をどうするかというのは、ここでは触れておりません。第2項というのは、まず第1点目が幹事会の下になります専門部会、もしくはそこに包括される分科会、これはどのような手順で、どのような方向で作業、事務作業を進めていったらいいのか、そういう指示を出さなければなりません。そういうことを出していくということが一つです。

もう一つは、広報、PR、いろいろな形で住民の方々にお知らせしていかなければなりません。その内容をいかにしていくかとか、説明会をいつどうするか、シンポジウムをいつどういうふうな形にするか、ワークショップをどうするかとか、そういうような方向性を出したり、そういう指示を出したりするところが必要でございますので、この規定を設けている次第でございます。

田岡議長：いかがですか。

まさに調整する場以外に読み規定ないんですね、これ。調整するということにもう完全に限っている話です。中身の手法については、いろんなケースバイケースが起こり得ると思いますが。

長原委員：着席のままでよろしいでしょうか。

田岡議長：どうぞ、着席のままでお願いします。

長原委員：それでは、もう一度確認させていただきますが、先ほど開会に当たりまして、田岡会長より、この協議会での協議事項は1,000項目にも及ぶというご挨拶がございました。また一般的に、書物等を見ますと、2,000項目とも、3,000項目とも言われているわけです。

何項目になるかは別といたしまして、協議会として協議すべき事項については、すべてについてこの協議会のこの場にさせれると。事務的なことだからとか、また、一部の事務手続的なことだということで、この幹事会が独自に決定をすると、決めてしまうということはないというふうに。

田岡議長：あり得ません。

長原委員：理解してよろしいですね。

田岡議長：それはもうあり得ません。

長原委員：そこだけをご確認いただきたい。

田岡議長：そういうケースはありません。

まさにそのために調整するという権能に規定をされております。

また、恐らく具体的に話し合いが進んできた中で、すべてを協議会の場にさらすということが現実可能かどうかということも含めて、実際この協議を進めていくと、さまざまな具体的な中身が出てくると思いますので、そ

の中でまた新たなルールの改正が必要である、あるいは事務局、会長の執行の仕方に問題があるということでありましたら、その点をご指摘いただくなり、ご提案をいただいて、基本的にはここに書いてありますように、調整機能あるのみというふうにご理解をいただければと思います。

どうぞ。

阿部委員：座ったままでよろしいですか。

田岡議長：どうぞ、どうぞ。座ったままで結構です。

阿部委員：厚田村の阿部でございます。

2ページの第5条、会議の議事は全会一致をもって決することを原則とするという部分でございます。

先ほど、冒頭で議長の方からも、この協議会は真剣勝負であって、徹底的に議論するんだというご発言がございました。

私は全会一致ということを実行とするのであれば、一致を見ないものは次回に持ち越しながら、意見調整をして原案をつくっていくというような進め方はできないものだろうか。

例えば、冒頭から非常に意見が分かると、そういうふうに予測されるような議案もあると思うのですね。それが招集されてこの場に来て、3分の2で決するということは非常に私は少し乱暴な決め方というか、ちょっとあれですけども、やはり徹底的に議論するというをまず第一義に置くのであれば、持ち越しをして意見調整をするというような、そういった方法はいかなるものでしょうか。

田岡議長：阿部委員のおっしゃる大原則といいますが、そのことは当然であります。ですから、合意を前提に議論を重ね、そこに費やす時間に基本的に制限はあってはならないと思っていますし、それから、発言の自由度というものも保障されていなくてはならないと思っています。

しかし、ファイナルといいますが、最後の段階というのは、もう既に法律上で一つの結論を求められておりますので、議論が終結しないで、その法律の期限を迎えるということは、私としては避けたい。やはり、合併に至らなくても、合併に至っても、そのプロセスの中身の議論の中身が十分熟した議論をしていきたいというふうに思っておりますので、合意を前提にさまざまな議論を重ねていくということを辛抱強くやっていかなくてはならないと思っております。

しかし、私自身この規程の第5条の発動というのを、今なおイメージができておりません。これをどういう形で発動するかということについては、恐らく、最終の最終の段階において、さまざまな困難性が重なり合って、ある一定の段階での意見の集約が必要だと、私が判断するより、委員の皆さんが判断するような事態に至ったときに、この発動をしますかということも含めて、検討させていただきたいと思っております。

最終的に使いたくないルールですが、これを発動することを想定して規程はつくってありますが、話し合いを前提にした協議の場にしていきたいというふうに考えております。

阿部委員：はい、わかりました。

田岡議長：どうぞ。

坪田委員：石狩の坪田と申します。

専門部会の部分の組織の4のところ、分科会を置くことができるというふうになっているのですが、このことで、何とかなるかもしれないのですが、別表の部会の分け方なんです、この中で住民福祉専門部会というところ、教育文化専門部会という部分について、私はちょっと子供にかかわっているものですから、子供をイメージしたときに、相互かかわる部分が随分出てくるのではないかなと思うのですよね。

例えば、学校の空き教室を福祉の部分で使うかもしれない、幼保一元化というような問題がクローズアップされている中で、学校とそれから保育園というのは、片や厚生労働省と文部省に分かれるものですから、そういうような部分、それから、児童館、学童保育の部分、それから子供の保健というものを考えた場合にも、この福祉

と教育という部分が非常に密接にかかわってくると思うのですよね。

この場合に、部会同士の合同部会のようなことが可能なかどうかをご説明いただきたいと思います。

田岡議長：これは日常的に合同部会が開かれると考えた方がいいと思います。

例えば、今おっしゃりました縦割りの中で、子供というフレーズというテーマを持ったときに、各省庁、各条例、法律にわたりますので、便宜上こういう形の部会設定しておりますが、子供がテーマとなったときに、教育委員会所管部門と福祉部門が同じレベルの議論を重ねないとならないというのはまさにそのとおりでございますので、もう日常的にこの部会というのは、二つとはいわず、三つのケースも重なると。それは議論の中身の高いレベルになればなるほど、あるいは委員の質のいい議論がされると当然そういうふうになってくると思っております。

どうですかね。

ほかの委員、よろしいですか。

加納委員：すいません、先ほど、厚田村の阿部委員の方からお話ありましたけれども、私もこの第5条のところについては、やっぱりこの合併協議会の一番根幹をなすところになると思うのですね。ですからそのことについて、基本的には全会一致ということと言われておりますけれども、先ほど会長の方からもそういう説明ありましたけれども、これはできるだけ、もちろん慎重に審議をされていくということになりますけれども、その3分の2という数字については、やっぱりちょっと僕も乱暴だと思います。

もう少し、全会一致に近い数字というか、例えば、単純に、この今協議会の委員は45名いらっしゃいます。その地域ごとで割っていくと、当然、地域として団結したときに、3分の2を超えない部分のところもありますから、そういう意味では、できるだけ前回一致に近い数字という多数決にしても、そういう数字に私は近づけた数字を提示すべきではないかと。3分の2では、少ない委員さんの参加しているところについては、相当不利になると思いますので、このことについては、見直しをすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

田岡議長：今、見直し案のご提案がされたわけです。

私もはあくまでも柔らかなたたき台でこの規約案を出させていただいておりますので、この意見について、ご議論いただければと思います。

ただ、私自身は全会一致があり得ないときに、多数決の決をとるというルールでありますので、全会一致を前提とするというふうな議論は果たしてなり得るのかと。その場合にはこの第5条は発動されないわけですから。あくまでも全会一致でないケースにおいて、行われるべきだと。そして、さらに会長として、あるいはそれぞれのもとめ役さんにおいても、恐らくこの多数決ですべてのものをどんどん、どんどん決めていくという発想は全く持ってないというふうに思いますので、3分の2というのは一つの民主主義の黄金分率だと思ってますから、その辺でいかがなんでしょうかね。

他にご意見ございませんか。

加納委員：これ、各自治体が同数で委員さんが参加されているのであれば、私も一つの方向として理解できます。

ただ、きょうの45名の委員さんの比例配分見ても、やっぱり厚田村の皆さん、また、浜益の皆さんについては、少ない委員さんの数で出ていますから、3分の2ということになっていくと、どこかの、例えば浜益さんが反対全員したとしても、3分の2を超えるわけですよ。

ですから、そういうことを避けるためにも、私はもちろんもとより全会一致ということで、そういう協議がされていくということをお願いいたしますし、また、そういう方向になっていくと思いますけれども、ただ、大変大事な協議会ですから、できるだけ多数決というか、そういう採決になったときも、できるだけ全会一致に近い数字の協力をいただけるようなそういうシステムにすべきだということで提案を申し上げているのであって、それが

全体として皆さんの方から、いや、それでもこの3分の2以上という表示でよろしいというのであれば、それはそれで結構でございますけれども、私はこのことについては、いかがなものかなということで、提案をさせていただきました。

田岡議長：対案はございませんね。3分の2ではなくて、それでは5分の3とか。ちょっと算数の世界になって、その出身、各自治体別に共同案分する数字というのは幾らになるのか、ちょっと事務局で計算しておいてくれない。

阿部委員：議長、私今、加納委員さんのご意見も承ったのですけれども、私の言いたかった部分もそこにあったのですけれども、この3分の2という部分、私個人的に全国の法定合併協議会のホームページなんか見ますと、この部分については、かなりの部分で大方の賛同をもってというような表現をしているところが多いのですよ。

ですから、対案というわけではないのですけれども、大方の賛同をもってという表現をしているところがあると。ちょっとあれかもしれませんけれども、対案ではないですけど。

田岡議長：はい、どうぞ。

鈴木委員：厚田の鈴木と申します。

私はその問題に入る前に、ちょっと一番最初に聞いておきたかったのですけれども、このこういう問題も想定できるのではないかなというふうに考えるのですよね、というのは、今までの沿岸3町村というものは先ほど市長も言われましたように基礎的な価値観が同じ時期というのが長かったのですよね、漁業というものに対する、また農業に関連しても。だけれども今のこの石狩さんの大きくなったという実態を見ますと、基礎的価値観を持っている人口そのものは、住民そのものは非常に少ない数だなと、私思っています。

ですから、反対される方々もいろいろ運動起こされているのではないかなというふうに把握しています。また、そのとおりだと思ってもおりますし、そういう意味からいきますと、厚田なり、浜益さんなりというのは、非常にその辺は住民の意思というものがあ程度把握できる体制というものは、非常に小さいですからできます。

だけれども、石狩さんの場合は非常にそういう意味で多様化されてきていますから、基礎的価値観を持っていた住民だけの合併協議会であれば、こういう心配は余りなかったかもしれません。

ですけれども、果たして今住民運動として起こっている石狩さんの合併の別な方向に行かれている合併の方々の動きが出た場合に、この3分の2という数字の持つ意味は非常に大きくなるのではないかなと思うのですけれども、この数字の持つ意義と、私の今考えていることとの関連性について、市長さんからちょっとでもいいから、お話がいただければいいなと思っていますし、また、現実の5カ町村の一部事務組合を持っているこの3町村の中で、それぞれの村長さん方のご意見も、これについては、私どもも厚田村の中の説明会でも一部事務組合について、だれも質問もなかったし、私もそのときうっかり聞かなかったものですから、たまたまこういういい機会ですので、3人のお方のご意見も聞かせていただければ、この数字に対するいろんな評価の仕方、また議論のたたき台になるのではなからうかなと思うのですが。

田岡議長：まず、ここの協議会で合併するかしないかを決めるという採決をするというケースは想定しておりません。

それを賛成するか、反対する、ここは合意を前提にして、仮にここで合意がなっても、それぞれの自治体において否決されるケースというのは本州先進府県においても多々あるケースですので、ここで合併するか、しませんかという提案というのは、基本的にまずないと。

この3分の2というのは、各種の議論の中において、合意を形成する議論が重ねられていくのですが、真二つというよりは、真っ向にぶつかり合いまして、全くこの結論の出ない、あるいは理論的な問題についても、ピークに達したと。そうすると、やっぱり民主主義のルールというものを1回突っ込んで、多数決によって一つの答えを出すと。

ただし、これはあるパーツの答えであって、すべてを支配する答えでは決してないと思っております。

したがって、3分の2の議論と、石狩市においてさまざまな意見があることとは、私は直ちに連動する内容ではない。やっぱりそれについては、石狩の市議会における最終的な判断がいわゆる合併するかしないかという問題の最終判断だと思っておりますので。そのパーツを決めていくという一つの手法の中に、この3分の2という提案をさせていただきました。

したがって、先ほど阿部委員がお話されたように、大方の意見がという方法もあるんです。合意を前提に協議を重ねていこうと言っているわけですから。この辺のルールはやっぱり今決めておかないと、後であいまいなうちに進めると、その問題が問題化してしまいますので、ぜひきょうまとめてみたいと思うのですがね。

どうぞ。

熊倉委員：石狩市議会の熊倉です。

私は今のその議論に対しましては、やはり会議の規程を設けるわけでございますから、今会長がごり押しだとか、そういうこともしないと言っているわけですし、どうしてもやっぱり規程の中にはやっぱりこの3分の2という部分は生かすべきだと。私はその持論の1人でございます。

田岡議長：各出身自治体との関係、ごらんになって一目でわかるとおり、石狩市の委員さんの人数が圧倒的に多いと。私自身は各自治体ごとに意見が構成されて、自治体間による対立というその問題よりは、個々の議論が極めて詳細にわたるだけに、非常に委員さん個人の考え方や判断というものが大きく加わってくると思いますので、例えば、石狩、厚田、浜益という、そういう自治体間のことはなかなか前提になりづらいなというふうには私自身は思っております。

しかし、そのような懸念があえてするということでありましたら、人数の割り算を委員45名のうち、厚田、浜益がそれぞれ12名ですから、45名から12名を引いて、33ですね。34以上で決定すると。すると、75.5%以上、切りのいいところで80%ということがあると考えたら、これを分数にかえると5分の4、いわゆる3分の2を5分の4の多数決によって決するという数字が算術の世界ではまことに平等であるということになります。

(「原案どおり」の声)

田岡議長：多数決とりますか。

工藤事務局長：事務局として合併の調整の素案というのですか、結論を右か左かと出していたかなければならない協議会ではございますが、調整の最終的に後ほど説明いたします調整方針の中の協議会に幹事会、専門部会等で素案をたたいた段階で上がってくる最終的な調整というのは、合併時までには決めるもの、これは合併の是非に関する事項については、合併までに決めていただかなければならない事項でございます。

それでも今までの慣例と長い制度が生きている場合において、合併後において調整しなければならないという事項も出てきます。その場合は合併後に調整するという多分協議案という形になるかと思えます。

そういった意味で、議論が深まって、その議論が合併の是非に関する重要な事項でない場合においては、合併後において調整するという調整案という形でそういう協議を整わせていただくという形になるかと思えますので、賛成が3分の2だとか、5分の4だとかという問題でなく、この協議会の中で議論を深めていただいて、その最終調整案にさせていただければと、このように考えております。

以上です。

田岡議長：どうぞ。

木村副会長：先ほど鈴木さんから委員の人数の問題でちょっと話ありましたけれども、これはうちの議会でもまた村民懇談会の中でも、どうして浜益、厚田が委員の数が少ないんだというような議論はこれは確かにありました。

だけど、私どもやはり合併協議会を立ち上げる以上は、お互いの信頼関係がなければ、これはやはりどこまでが人数の面で、いや、譲れないということになると思うのですけれども、そうではなくて、合併協議会立ち上げるんだということになった以上は、お互いの信頼関係がなければ、これは協議会ももちろん立ち上がらないだろうと思うし、まず、合併協議会そのものから抜けるということもあつたかもしれませんが、私は数の論理でもって物事を決めるということには、この合併協議会だけはならないのではないかな、そんなふうに思っておりますので、その点、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

田岡議長：そろそろいいですね。議論は出ましたね。

今、私が最初に申し上げましたように、それから木村副会長からも出ましたように、やっぱりこれは理解がないといいますか、疑問の残る妥協というも時にはあるかもわかりませんが、しかし、議論を尽くした上で、一つの方向性、結論というのはやっぱり数ではないと。そしてそれに対する努力を各委員が行った場合には、この条項というのは基本的に私は今もってイメージできない条項なんです。

物事を一つ決めるルールとしてつくっておくと、委員の皆さんが私も含めて限りなくこの努力をするということで、この原案のとおり進めていきたいと思いますが、いかがでしょう。決はすべてとりますので、とりあえずこの議論は終わらせていただきたいと思います。

田岡議長：それでは、議事を進めさせていただきます。

協議第5号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について、協議第6号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について、2つの協議案を一括協議に提案させていただきます。

中村調整班長：事務局の中村です。よろしく申し上げます。

協議第5号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について、ご説明いたします。15ページをごらんください。

協議会の開催であります、今年度は本協議会設置の初年度であり、3カ月と期間も短いことから、本日1回のみの開催予定としております。

調査研究事業の一つ目といたしまして、事務事業一元化委託、この業務は後ほど協議第11号で提案いたします事務事業の調整方針(案)に基づき、3市村で実施されているさまざまな施策、事務事業を調整し、統一を図るものであり、今年度におきましては、入力システムの構築を行うとともに、基本となります事務事業名一覧表の作成を委託してまいります。

二つ目といたしまして、新市将来構想・新市建設計画策定委託であります、この業務は合併特例法第5条により、建設計画の策定が規定されておきまして、後ほど協議第12号で提案いたします新市建設計画の策定方針(案)を踏まえ策定するものであり、今年度におきましては、基礎的データ及び総合計画など、各種計画の収集・整理・分析の業務を委託しております。

広報に関する事業といたしましては、協議会の内容を掲載した合併協議会だよりの発行を行います。配布につきましては、3市村の広報誌へ折り込むとともに、石狩市内においては、32カ所のあい・ボードの活用を考えております。

なお、本日の協議会内容を掲載した合併協議会だよりにつきましては、広報4月号へ折り込むことで準備を進めております。

あわせて、協議会ホームページを開設し、協議会の内容や合併に関する必要な事項について、住民皆さんへの情報提供に努めてまいります。

また、この合併協議を進めるに当たっては、3市村の職員が一つになって取り組まなければならないことから、協議会の概要や作業スケジュールなどについて、来週の24から26日の3日間で、職員説明会を開催いたしま

す。

続きまして、協議第6号 平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について、ご説明いたします。17ページをごらんください。

歳出予算からご説明いたします。

総務費、総務管理費、事務局費として61万円。内訳といたしまして、消耗品費、電話設置に係る初期費用、事務機器リース料など、事務局運営に必要な経費を主とし、負担金、補助及び交付金の内容につきましては、北海道からの派遣職員に係る通勤手当の負担分であります。

次に、事業費、事業推進費についてであります。1目会議運営費として57万1,000円。

主な内訳としましては、協議会1回の開催に伴う委員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成の業務に係る委託料となっております。

2目の調査研究費として110万2,000円。内訳としましては、事務事業一元化及び新市将来構想・新市建設計画策定の業務に係る委託料であります。

3目広報広聴費につきましては71万7,000円。主な内訳としましては、ホームページ制作及び協議会日より作成の業務に係る委託料であります。

合計といたしまして300万円の予算となっております。

なお、新市建設計画の策定や1,000を超える事務事業の調整など、合併事務に対するノウハウを必要とすること、また、事務のボリュームは膨大なものと考えられますことから、少人数である事務局体制を勘案し、スムーズな作業進行を図るため、多くの業務を運営支援としてコンサルタントに委託するものであります。

次に、歳入予算であります。石狩市、厚田村、浜益村それぞれ100万円の負担金となっております。

以上、協議第5号及び第6号のご説明をさせていただきました。

田岡議長：以上2件について、ご質問を承りたいと存じます。

よろしいですか。

どうぞ。

長原委員：後の項目とも関連があるのですが、この委託の関連です。新市将来構想、新市建設計画の策定事業というのは、この協議会の根本にかかわる内容になるわけですが、当然、総務省の合併マニュアル等でも、それには単なる箱ものというような配置計画ということだけではなく、理念的なことも当然含まれてくるということになるかと思いますが、そういった作業の委託と言われている、どこの部分をどう委託するのかということについて、私、基本的にはこれ委託すべきことなのかなと。最も基本になることですから、これこそ我々みずからの手でつくり上げることが本来のあるべき姿なんではないのかなという気はするのですが、これがあえて委託と、それから一元化委託ということの意味も含めて、もう少し詳しくご説明いただきたいのですが。

田岡議長：はい、わかりました。

清水事務局次長：事務局の方から説明させていただきます。

まず、委託の話、2つ大きなものがございまして、今、委員の方からお話のありました新市建設計画でございます。これにつきましては、すべてを委託業務で賄うと、作ってもらおうという、そういうものではございません。当然に3市村の状況、それからこの協議会での検討状況、それらを加味するという形となっております。

細かい話を言いますと、事務段階から合併協議会の下にあります幹事会、その下にあります専門部会、こちらで3団体の意向をいろいろまとめまして、それをコンサルタント会社に投げます。それで、専門のコンサルタント会社がそれらの状況を分析したりしまして、いろいろな知恵を出してくれた部分も加味しまして、一たん素案としたものをたたき台として提出していただくと。それらをこの協議会の場、もしくは小委員会を設置するのであれば、小委員会の場、そこでたたいたり、また、住民の皆さんの意見をいろいろ聞いて、パブリックコメント

とかインターネットでのご意見とか、説明会で聞きまして、それらを盛り込んで最終的に作り上げていくという、こういうような流れを想定しております。

一元化の委託につきましては、これは単純にまとめ作業的なものでございます。一元化の事業といえますのは、3市村の事業では細かいところが多々違ってまいります。それらを一覧表にしまして、課題、問題点等をクリアにして、明らかにした後、それらを3市村の中で調整案として上へ上げます。それを協議会の場で出すのですけれども、そのときに膨大な資料がありますもので、その電算入力でそういうものを明らかにするとか、一覧表をつくるか、最後には一つのものにまとめていく、そういった作業の方を委託業務としてやると。いわば力仕事の部分をお願いするという形を考えている次第でございます。今のところ想定して、作業としてしようとしているのは以上のところでは。

長原委員：一元化委託については大体意味がわかりました。

ただ、前の方の建設計画策定の委託については、どうも私は納得できません。以前から私はこういった市町村、それぞれの自治体が行われる事業についても、いろんな形で今まで外部に委託してきましたけれども、その委託ということについて、本当に立派な十分な成果が得られたなという思いはしたことはないわけですし、やはりそれぞれの頭と知恵で不十分でもつくっていくと、これはやっぱり一番いいことだなという思いを私は持っておりますので、委託のあり方ということについては、余り同意できませんが、今後の作業の問題ですから、今後の作業の流れを見ながら、さらに申し上げるところは申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

田岡議長：丸投げはいたしません。

本質論の議論とか、そういった作業は当然事務局が行うと。またそれでないと、名前だけが違って、どこも金太郎あめの計画をつくるわけではないですから、基本的には多くの負担を職員の労作となっていくというふうにご理解をいただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

田岡議長：それでは、次の事項に進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第7号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について、同8号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について、2つの協議案を一括お願いいたします。

事務局で説明させていただきます。

中村調整班長：協議第7号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事業計画(案)について、ご説明いたします。19ページから20ページになります。

平成15年度の協議会の開催につきましては、毎月1回の開催を基本としておりますが、統一地方選挙が行われます4月並びに検討議論が進み、一段落がついたと思われる12月を除いた計10回の開催を予定しております。

調査研究事業といたしまして、平成14年度から引き続き行います事務事業一元化委託につきましては、事務事業一元化調書の作成に向け、専門部会による事務事業内容の検討・協議が主体となってきます。

また、新市将来構想・新市建設計画策定委託につきましては、新市将来構想の策定及びダイジェスト版を作成し、財政計画と照らし合わせながら新市建設計画を策定していきます。

これらの計画等の策定手段といたしましては、住民の意見を広く反映させることを目的に、ワークショップ及びパブリックコメントを実施いたしますとともに、新市将来構想ダイジェスト版が完成した後は、関係市村ごとの住民説明会の開催、あわせて住民意識調査として、アンケート調査の実施を予定しております。

3つ目といたしまして、平成15年度からの新規業務であります例規整備委託であります。この業務につきましては、新市において運用されることとなる条例、規則などの例規原案の作成に係るものであり、原案作成システムの構築を委託するとともに、あらかじめ3市村の例規の相違点などを洗い出す作業を行い、事務事業の調整方法が決まり次第、関係する例規について、所要の整備の検討を行うものであります。

広報に関する事業としましては、協議会開催ごとに合併協議会だよりを発行するとともに、ホームページにおいても情報提供をしております。このホームページは月1回の更新を目標といたしまして、内容の充実に努めてまいります。

また、合併問題の啓発と関心の高揚を図る目的で、シンポジウムの開催を予定しております。

続きまして、協議第8号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会歳入歳出予算(案)について、ご説明いたします。22ページから23ページになります。

歳出予算からご説明いたします。

総務費、総務管理費、事務局費として335万6,000円。内訳としましては、消耗品、事務機器リース料など、事務局運営に必要な経費を主とし、負担金、補助及び交付金の内容につきましては、北海道からの派遣職員に係る通勤手当及び平成15年度より配置いたします臨時職員の賃金と社会保険料等事業主負担分であります。

次に、事業費、事業推進費についてであります。1目会議運営費として605万9,000円。主な内訳としましては、協議会10回の開催に伴う委員報酬及び費用弁償。また、小委員会を16回開催予定としての委員報酬及び費用弁償を見ております。そのほか会議録10回分の作成業務に係る委託料となっております。

2目の調査研究費として1,235万8,000円。内訳としましては、事務事業一元化、新市将来構想・新市建設計画策定及び例規整備の業務に係る委託料のほか、新市将来構想ダイジェスト版の完成後に実施予定である住民意識調査に係る経費であります。

3目広報広聴費につきましては822万7,000円。主な内訳としましては、ホームページ制作、協議会だより作成及びシンポジウム運営の業務に係る委託料となっております。

合計といたしまして3,000万円の予算となっております。

次に、歳入予算についてであります。負担金として1,596万円。石狩市、厚田村、浜益村それぞれ532万円の負担金となっております。

そのほか、道支出金といたしまして、地域政策補助金1,400万円を予定しており、繰越金3万8,000円、諸収入2,000円を合わせまして、合計3,000万円の予算となっております。

以上、協議第7号及び第8号のご説明をさせていただきました。

田岡議長：ただいま説明させていただきました2件について、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

堀 委員：石狩市の堀です。

きょう、資料がいっぱいで、最後の説明まで聞かないと、質問できない項目もあるかなと思いついたんですが、この今のスケジュール、ここの場合は合併の是非を判断する場ではないということで、いろんな市民説明会があるのですけれども、資料の6とか7とかに、合併の是非の判断というところが出ています。市民意見の反映というところでは、ワークショップだとか、パブリックコメントというところなんでしょうけれども、こういうところで市民が合併の是非に対して意見を言える場というのがあるのかどうか、イエス、ノーというのが出せるところがあるのかどうかということと、あとスケジュール表でいきますと、ほかの進行イメージの方では合併是非の判断というところが出てはいるのですが、そのスケジュール表でいくと、その辺はまだここの中にはないのですけれども、こちら辺で、どの辺で是非の判断というふうになっていくのかなというのがあるのですが、市民意見をどういうふう聞いていくのかということと、それからあと、今の15年度予算のところですが、先ほど協

議会に要する経費の負担は関係市村が均等に負担するというので、各市村の人数ではなくて、応分の負担ということで、金額応分の負担になってきているのですけれども、これを協議した金額、人数とかに関係なく、金額の応分負担にしたという経過をお聞かせください。

清水事務局次長：ご説明させていただきます。

まず、市民が合併に対する賛成反対というか、合併するしないの是非につきまして、これについて意見を述べる場というお話でございます。

先ほど来、ご説明しまして、この後ももう少し詳しくご説明したいなと後ろの事項のところまで考えていたところではあったんですが、この合併協議会というのは、合併したらばという前提でそれをどういう形になるかということを示す、それを協議する場でございます、そのところに住民の是非の部分の意見をという話にはちょっとならないわけでございます。

形として意見をとりは合併するとしたら、どういうふうにしたらい、どういうことをした方がいいという、そういうような意見をお聞きする場になるかと思っております。

では、合併の是非の場はどうかという話になります。それはスケジュール的なものところで言われた点になるかと思っておりますけれども、まず、その前段として、スケジュールは今かけました14年度、15年度の予算、事業計画、これに基づいて付けておりますので、その分までのスケジュールのみとなっているということをご了承いただきたいというところでございます。

では、合併の是非についてなんですけれども、それは合併の協議項目がいろいろ調整案が協議会の場で整ってきます。一つ一つ整ってききましたら全体が固まります。それが協定案という形に変わって出てきます。そうなった場合に、それを協定として3市村の首長さんが協定書に調印するかしないかで一つの判断になるかと思っております。

それから、それを調印された場合について、各3市村の議会において、合併するかどうかの決議になってくる形になります。

ですから、協定案ができ上がったと、ここまですべてが合併協議会の仕事なんですけれども、その協定案に判を押すか、または議会で可決するかしないか、そのところに最終的に住民の判断を入れた判断がなされる。そのときに各首長さんとか議会の方々は住民の話のいろいろ参考になって、ご判断されるものではないかと考えております。

以上でございます。

田岡議長：人数を応分に負担した理由は。

清水事務局次長：すいません。失礼しました。応分負担のことをちょっと失念いたしました。

各団体負担金均等で出し合うということにつきましては、昨年の協議協定を結ぶ際に、3団体による話し合いの結果、対等の話し合いということでございますので、これについては均等に出して費用を負担していただくということで合意になった次第でございます。

以上でございます。

田岡議長：簡単に整理しますと、まずこの場では合併に向けたさまざまな議論が重ねられていきます。その合意形成を図るための努力をする場ではあります。

しかしその中で、どうしても合意に至らない場合、それが決定的なダメージを受ける議論でありましたら、場合によってはこの協議会のさらなる議論を重ねる意味がないというようなケースが、ケースによっては生じます。

しかし、同時並行的にさまざまな要素を持った議論が重ねられてきますので、ある部分でどうしても問題が整理しないといっても、すべての議論を提出するというにはならないと思っておりますので、仮に、私としては、最終的に合意形成ができないとしても、なぜできないかというあかしを市民の、住民の皆さんに全員に知っていただくということは大変大切なことだと思いますので、だめなケースを見ていただく。そして合意に至ったケースも理解していただくということを大切にしていきたいというふうに思っております。

したがって、市民の意見などについても、基本的には各自治体においてまず第一に説明責任を持っているのではないかと思います。当然協議会において、議論された内容を説明する、あるいはPRするということが必要ですが、したがって、石狩市においても、厚田、浜益においても、それぞれの手法やさまざまなやり方というのは違ってくるのではないかというふうに思っております。

石狩市においては、市民の声を生かす条例という条例を持っておりますので、この条例を生かした形のパブリックコメント等を含めたさまざまな住民説明会、住民の意見、あるいはワークショップ等による新市計画の作成について、市民意見を反映するその機会だけはお約束できるのではないかというふうに思っております。

以上ですが、あとございませんか。

(「なし」の声)

田岡議長：よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、協議第9号 合併協議項目(案)について、ご協議をいただきたいと存じます。

清水事務局次長：協議第9号についてご説明いたします。25ページをごらんください。

協議項目は大きく分けまして、基本的協議項目、特例法に規定されている協議項目、その他必要な協議項目の3種類に分かれております。

基本的協議項目は、合併の検討・協議を行う上で、最も重要な基本項目でございます。1 合併の方式、2 合併の期日、3 新市の名称、4 新市の事務所の位置、そして、5 財産の取り扱い、この5項目となっております。

次に、合併特例法に規定されている協議項目、6から11番目でございますけれども、この6項目につきましては、いわゆる合併特例法に特例や策定等が規定されている事項でありまして、その適用の是非や方法などにつきまして、検討・協議する必要があるという項目となっております。

次に、その他必要な協議項目、12から26番目の15項目についてですが、これは他の合併協議会の例や、国の運営マニュアルなどを参考にいたしまして、合併を検討・協議する上で通常必要となる項目を上げているものでございます。後ほど資料3、5ページを参照していただければと思っております。

次に、協議項目の主な内容について簡単にご説明したいので、お手元の資料2、2ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、基本的協議項目からご説明いたします。

1 合併の方式でございますが、市町村合併は合併特例法の適用や合併の手段、形式、これらなどの違いから、新設合併と編入合併に区分されます。このどちらかを選ぶこととなりますが、検討の協議の方法も一部異なりますことから、検討・協議を円滑に進めるためにも、早期に決定する必要がございます。

2 合併の期日では、合併をするとした場合において、新市として施行する日を決めるものでありまして、合併協議会による調印日でも、各議会における合併の議決の日でもございません。

次に、3 新市の名称についてですけれども、新設合併の場合は、合併関係市町村がすべて廃止されるため、新市の名称を決める必要がございます。

4 新市の事務所の位置、これにつきましては、新設合併の場合は、合併関係市町村がすべて廃止されるため、新市の本庁舎の位置を決める必要がございます。

5 財産の取り扱い、これにつきましては、原則的には合併関係市町村が持っていた土地、建物、債権、債務などの財産を新市が引き継ぐこととなりますが、その取り扱いについて、決める必要がございます。

次に、特例法に規定されている協議項目について、ご説明いたします。

6 議会議員の定数及び任期の取り扱いについてであります。新設合併の場合は合併関係市町村の全議員、

編入合併の場合は、編入される市町村の議員が身分を失うこととなりますが、合併特例法におきまして、合併後の一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められておりますことから、この取り扱いについて協議する必要がございます。

次に、7の農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてでございますが、議会議員と同様、合併特例法において定数、任期に関する特例措置が定められておりますことから、この取り扱いについて協議する必要がございます。

8 地方税の取り扱いについてですが、市町村民税、固定資産税、軽自動車税など、合併前の市町村で、税目・税率に違いがある場合に、合併後急に税金が高くならないよう、5年間は不均一課税がすることができることとされておりまして、この取り扱いなどについて、協議する必要がございます。

9 一般職員の身分の取り扱いについてですが、合併するとした場合において、旧市村の法人格が消滅する場合は、一般職の職員は当然に失職することとなってしまいますが、合併特例法では、引き続き新市の職員として身分を保障するよう定められておりますので、その取り扱いについて協議する必要がございます。

10 地域審議会の取り扱いについてですが、合併特例法において、新市の均衡ある発展のため、また、地域の実情に応じた施策の展開のために、地域審議会を設置することができることとされていることから、地域審議会の設置の有無、それから、構成員の定数、そして、任期等について協議する必要がございます。

次に、11 新市建設計画では、新市のマスタープランともいべき計画を策定するものであり、新市のまちづくりのための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備、そして、財政計画を中心に策定するものでありまして、これは合併特例法に規定されており、法定協議会で作成する必要があるものでございます。

次に、その他必要な協議項目についてであります。その主な内容につきましては、資料にあるとおりでございますけれども、住民生活に直接かかわるもの、行政組織として必要なものなど、どれも合併協議には欠かすことのできない項目となっております。

協議項目は多岐にわたっておりまして、中でも、最後の26 各種事務事業の取り扱いにつきましては、多数の協議事項が含まれておりまして、実際に協議会において調整が必要となる事務事業の数は現在調査中ではございますけれども、細かなものを含めると1,000を超える状況になると思われま。

こうした数多くの協議項目について、幹事会、専門部会などにおきまして調整案を作成いたしまして、合併協議会に提案することとなりますので、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

田岡議長：本来、この辺あたりから入ると、話がもっとスムーズに見えてきたのかもわかりませんが、要は協議会において、ただいま説明したような事項について、協議を進めることになると思います。

今、皆さんに特にご意見をいただきたいのは、上げた項目以外にもっと協議すべき事項があるのではないかという、もしご意見を含めて、ありましたら、いただければと思っております。

大体、この辺あたりはパターン化されているのです、正直申しまして。これですべてを網羅できるか、できないかというのは、実際に作業が入っていったときに、どうしても協議項目にフィードバックするというようなケースも場合によってはあり得るのかもわかりませんし、数日これをごらんになって、直ちにこの項目について、どうしても追加すべきであるというほど中身が吟味されているわけでもございませんので、とりあえずたたき台として、この協議項目をこんなところで上げさせていただいております。

私自身はフィードバックすることについては、いささかも否定するものでもございませんので、この辺も含めてご議論をいただければと思っております。

今回の協議項目の中で、特に当協議会において加えたものというのがありますか。

清水事務局次長：ご説明いたします。

国の協議運営マニュアルというものがございます。それと若干異なっているところもございますので、その点についてご説明いたします。

10番目の地域審議会の取り扱いという形なんですけれども、これはこうやって形上、文字づらではっきりうたっている例のあるところとないところがあり、国のマニュアルにはございません。ただ、他の合併協議会におきましては、その例としましては、この例というのは多ございます。

それから、国の表現例は諮問機関の取り扱い、このような中で取り扱っているやに聞いております。

ただ、石狩、厚田、浜益の合併協議会としましては、やはり3つの地域ということを考えまして、地域審議会の取り扱い、これを明文化して、明記してというところでございます。これが1点目でございます。

それから、2点目なんです、その他の必要な協議項目の中の21番目診療所の取り扱いでございます。これは厚田と浜益に診療所がございます。ただ、厚田の場合は、診療所が今後なくなって、廃止する意向というか、廃止の方向で動いているという話も聞こえてはいるのですけれども、今後その地域医療という観点で、浜益の診療所、この取り扱いというのは大きくクローズアップされる部分ではないかと考えまして、特出ししたわけでございます。通常はこれは26の各種事務事業の取り扱いの中で扱う項目ではあるのですけれども、一つ頭出しさせていただいたという経過がございます。

それから、25番目公社、第3セクター等の取り扱い、これにつきましても、通常は26各種事務事業の取り扱い、もしくは15、一部事務組合等の取り扱い、こういったところで取り扱っている例が多ございます。また、そういうふうな形で国の方でも取り扱っておりますけれども、公社、3セクにつきましても、いろいろ一般的なことで、ご批判とか、興味、それから注意等がある場合が多々ございますので、一つ頭出ししまして、26から引き上げ、大きな項目として取り上げさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

田岡議長：それでは、何かご質問ございませんか。

どうぞ。

大山委員：今の説明の中でありました10番目の地域審議会のことについて、ちょっとご質問いたします。

仮に市町村合併がなった場合に、ちょっと距離的に遠い浜益村の場合は、地域の実情が新市はどういう名前になるのかはわかりませんが、新しい市役所に地域の住民の声、あるいは行政に対する要望等が届かなくなるという、そういうおそれがございます。そういう住民の不安の中から、この地域審議会のあり方というのは、特に重要性があると思います。

そこで、地域審議会で審議された住民の要望、あるいは決議された事項が新市になった場合、移行された場合に、新市では行政の中にどのように反映していただけるのか、そして、その地域審議会の立場といいますか、影響力といいますか、その辺がどのような扱いになるのか、市長より明確にお話ししていただきたいと思います。

田岡議長：地域審議会の特例法の中に設置することができるというのは、今ご懸念のようなものにこたえるべく、法律的にそういう枠をつくっていると思います。つくる、つくらないは自由なんです。

また昨今、きょうの新聞にも出ておりますように、合併においてさまざまな不安の中の大きなものは、合併されたときに役場がなくなって、あるいは今言ったように、住民の声が届かなくなる、そういったことを解消する代替システムも必要ではないかという意見で、全国の町村会が提案を出されたり、それから、せんだって自民党案なども新聞に載っておりますように、今日的な中で、この手法についてさまざまな議論がされております。

当協議会の中でも、ここの部分については、相当の激論と時間を重ねることになると思いますので、正確に言うと、審議会等とした方がいいのかもわからないのですが、そういった議論をする場所は調整項目として、議論項目として、位置づけしてあるということだけをきょうの段階でご理解いただきたいと。中身については、まさ

に委員各位のそれぞれの議論を重ねる必要があると思います。

清水事務局次長：事務局から少しその地域審議会について、ご説明いたします。

今ご質問のありました内容について、地域審議会のその内容を決めるのがこの協議会なんでございます。

地域審議会というのが内容がもう既に決まっているものではございません。地域審議会にどのような任務を持たせるか、どのような性格を持たせるか、はたまた何年間続けるか、そういったことを話し合う場が協議会でございますので、いろいろな思いもあろうと思いますので、今後のこの場で決めていただければと考えております。

田岡議長：ただいま気がつかない点、議論の中で出てきましたら、協議項目に逐次加えるということで、とりあえずきょうの段階ではこのとおり進め。

はい、どうぞ。

長原委員：この協議項目案について、一言申し上げておきたいと思います。

先ほど、当協議会立ち上げの時点で、会長の方からは合併の是非を含めて、自由な議論を保障する場だと。フリーで自由な、しかも紳士的な議論が望まれると、こういうことでございます。

しかし、今まで全体として進めてきた流れを見ますと、これは合併に関するさまざまな協議だけがこの協議会の議論の項目と。しかもそれを明確に文章上規定するかのように協議項目案まで準備されていると。こういうことでしたら、極めて議論される範囲というのは限定され過ぎないかと、そういう思いがいたします。

したがって、もう少し自由でフリーな議論の場ということを保証するためには、この協議項目ということをあえてここで確認をするということではなくて、このような協議上の項目はありますよと、しかし、それ以外の項目についても、自由な発言の場というのは保障していきますという保障がきょうの確認の中で必要ではないのかと、私は思うわけでありまして、その内容的なことでは、例えば一例でいえば、こういった沿岸70キロにわたる町の形状、こういう形状の中で、本当に一つの町がつけられるのだろうか。特に北海道の合併議論の中では、北海道は非常に面積が広いと、そういった点での考慮はどうかということも、これはうちだけではなくて、全道の各市町村からも疑問として出されているところでありまして、そういった観点からも、議論などを含めて、十分にできるような保障というのが必要なわけで、この項目案だけに限定するよという考え方はいかがなものかなと私は思うのですが、どのような方向で議論することになるのでしょうか。

合併の是非を含め検討すると言いますが、先ほどからのいろんなご提案を見ますと、つまるところ、最終的な出口のところでは合併どうしようかというようなところが、お互いに判断をするというような扱いがこれまでの全体の流れで感じられるわけでありまして、私は入り口の段階でも途中の段階でも、そして、最後の段階でも、合併が本当に必要かどうか、合併の是非ということについて、検証、議論する場というのはその都度設けていかなければならないというふうに考えるものでありますが、いかがでありましょうか。

田岡議長：まさにそのとおりだと思います。

そして、ただいま委員がおっしゃられたような協議の場が例えば一例が挙げられた距離とか、さまざまな問題については、例えば新市計画の中でそういった議論が重ねられて、新市計画がつけられるのか、つけられないのか、まさに合併への是非論だというふうに思っておりますので、先ほどから私の言うように、皆さんがご疑問やそれから本来話し合いをすべき事項について、話し合いの場が、テーブルに乗っていないというなら、どうぞ、テーブルの上に乗せてくださいと。

それから、それが今日の協議事項の中に仮に読み取れないなら、その読み取れない事項についてご提案いただきたいと。話し合いに制限を加えるという考えは基本的に持っておりません。

したがって、この合併協議会というのは、一つの合併を前提に議論をし、さまざまなその可能性、いや、それはもう無理なんだ、これはできるという判断も加えながら議論を重ねていくものでありますので、とりようによ

っては、限りなく合併に向かっているというふうに委員がおっしゃるようなケースも、そういうイメージを受ける方もおいでになると思いますが、議論の中身に入っていくと、どうもそういうことでは必ずしもないということもご理解できるのではないかと思いますので、まずスタートして、中身について、大いに反対論、賛成論、それから、新しい発想論、提案論というものを議論を重ねていくと。

ですから、ルールについてはフィードバックします。最初に戻っていいのではないのでしょうか。これで固定して、きょう決めてないから、この議論はテーブルに乗せませんと言うほど会長は強権的でもありませんし、その辺については、皆さんの意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

長原委員：わかりました。

そのことを私は提案するかどうかは別として、議論の過程の中では、この合併の枠組みがこれでいいのかとか、または合併しなかった場合にはどういう方向の選択性があるのかというようなことについても、場合によっては議論の素材にしなければならないと、そういうこともイメージしておりますので、ただいまのような発言もさせていただいたわけですが、そういう議論も、議論の場としては、十分に保障していくという今のご返事だというふうに受けとめまして、そのように受けとめておきたいと思っております。

以上でございます。

田岡議長：そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

鈴木委員：私ども、厚田の立場で市長さんにちょっと、お話ができて、知らせていただけるものであれば、住民に帰ってからの報告等にもなりますので、教えてほしいことがあります。というのは、交通アクセスの問題ですけれども、私どもは石狩市が今後の交通アクセスをどう考えているのかということについては、全く知りません。知らされてはおりません。

ですから、今私どもの耳に入ってくるのは、交通アクセスの問題一つとっても、やっぱり札幌市と合併した方がいいのではないかなというふうな意見があるやに聞いておりますけれども、そういうことも私ども地元に戻りますと、当然そういうことも聞かれます。今後の石狩と合併した場合どうなるんだろうかなというふうな話が出ますけれども、今ここでそういうことが知識として持って帰れますならば、非常にありがたいことなんですけれども。

田岡議長：まことに残念ですが、本日そのことについて、お答えする立場にないというよりは、きょうの協議会の中はそういった議論を深めるためのルールや仕組みをきょうつくっていこうという打ち合わせが主たる内容です。

したがって、ただいまのような議論については、新市計画という中で、あるいは他の部門の中で、これから議論がされていくと思っております。

会長である市長、市長である会長の意見というのは、通常の議会との議論、提案者である理事者と議会としての権能の議員という立場とはおのずから異なる場所でありまして、まさにここで議論を重ねる場、そして、その司会進行とすべての協議会の運営を進める立場にあるという会長でありますので、なかなか個人的な石狩市長としての意見というのは、言いづらい場所ではありますが、しかし、そういうことについて、これから次以降の、あるいは場合によっては私自身も小委員会に参加するなどしながら、さまざまな忌憚のない意見を交換させていただければと。その段階でこういう問題について、具体的にお話をさせていただきたいと思っております。

鈴木委員：たまたま審議会の中には、そういう審議会等のものはないのですか。交通問題に対する調査、研究するとか。

田岡議長：まさにあります。あります。

鈴木委員：そういうところの意向だけでも、流れとして聞かせていただくわけにはいかないのでしょうか。

田岡議長：正直、ご質問の趣旨にお答えする内容は持っております。現時点における客観的な情勢を説明する内容は持っておりますが、今その内容をここで深めていくと、本日の協議が終わらないといえますか。

鈴木委員：わかりました。

田岡議長：ですから、是非、次回以降で。

鈴木委員：私の能力の中で調べさせていただきます。

田岡議長：次回にはそういった中身の話にさせていただきたいと思います。

恐らく、専門部会でその辺の議論はする舞台が出てくることは間違いございませんので、専門部会を経て小委員会等でですね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

田岡議長：はい、それでは第9号を終わらせていただきます。

続きまして、協議第10号 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議の運営に当たっての確認事項(案)について、ご協議をさせていただきたいと思います。

清水事務局次長：協議第10号についてご説明いたします。27ページをごらんいただきたいと思います。

これは今後、合併協議会の会議を運営していくに当たり、委員の皆様にご確認していただきたい事項を取りまとめたものでございます。

1 合併協議会の概要についてであります。当合併協議会において行う検討・協議は、合併特例法の期限内、つまり、平成17年3月末までに合併するとした場合を想定してとり行いたいと考えております。

当合併協議会は、合併を前提したものではなく、合併の是非を検討するための判断材料として、3市村が合併するとした場合の新市の姿を検討・協議するものではありませんが、協議終了後、仮に合併することとなった場合には、合併特例法による種々の支援措置を受けて合併を実施することが、新市の発展や個性豊かな地域社会の創造に役立つものと考えまして、提案させていただいた次第でございます。

合併特例法の期限までは約2年と、非常に短期間でございますが、合併をするとした場合には、3市の議会や道議会の議決、廃置分合の申請、国の告示、こういった諸手続や、合併の3市村における準備などで、通常は6カ月を要するとされているところでございます。

こうしたことから、合併協議会における実質的な検討・協議期間は約1年半と、非常に短いものとならざるを得ないと思われております。

こうしたことを踏まえまして、当合併協議会における検討・協議をできるだけ円滑に進める必要がありますことから、その進め方の概要を資料4から7のとおりとしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、検討協議の進め方につきまして、簡単にご説明いたしますので、資料4、5ページをごらんいただきたいと思います。

これは先ほどご協議いただいた各規程に基づいた合併協議会の組織図であります。

まず、協議会についてであります。協議会においては、協議第9号でお諮りしました合併に関する協議項目や、その他合併に関して必要な事項を検討・協議していただくこととなります。

協議会の下には、3市村の助役と関係幹部職員により構成させる幹事会がございます。これは専門部会に対しまして、協議項目の検討・協議を行うことや、調整案等の作成を指示するとともに、提案事項の協議・調整などを行うこととなります。

幹事会の下には、3市村の事務方で構成する7つの専門部会がありまして、31の分科会、想定でございますが、31の分科会を指揮し、協議項目の実務的検討・協議を行い、調整原案を作成することとなります。

小委員会は、協議会から付託された特別の事項、案件につきまして、調査、審議等を行うこととなります。

監査委員には、協議会の出納監査をお願いすることとなります。

事務局は協議会全体の運営や連絡調整、広報などを行うこととなります。

次に、資料5、6ページであります。これは事務局の体制図でございます。

次に、資料6、7ページをごらんいただきたいと思います。これは合併協議会のイメージでありまして、幹事会が事務方の中心となりまして、合併協議項目について検討・協議を行うとともに、調整案等を作成しまして、調整案のできたものから随時、協議会に提案することとなっております。

協議会はその調整案をもとに、検討・協議を行うこととなります。

事務局は協議会の検討・協議の状況をホームページ、協議会だよりなどにより、住民の皆様にお知らせするとともに、ワークショップ、パブリックコメント、アンケートなどにより、住民の皆様のご意見をお聞きし、協議会の検討・協議に反映するよう努めるものでございます。

こういった繰り返しを積み重ねまして、合併協定書の案が作成されることとなり、これを重要な判断材料の一つとして、合併全体の是非の判断がなされるものではないかと考えております。

次に、資料7、8ページをごらんいただきたいと思います。

資料7は、協議項目を検討・協議する上で、必要となります各種事務・作業の進行イメージであり、主に事務方の事務・作業の流れをあらわしているものであります。

詳細な説明は時間がかかりますことから省略させていただきますが、以上が合併協議の概念でございます。

次に、2 合併協議の理念についてでありますけれども、合併協議に当たりましては、3市村の産業、歴史、文化・伝統など、地域の特性や集落などのまとまりを尊重した個性豊かな地域社会の創造を目指すことが重要でありまして、そうした中で、3市村の融合を図り、地域の特性を生かした新市として発展を目指すことが必要ではないかと考えまして、提案したものでございます。

次に、3 合併協議の当面のスケジュールについてであります。資料8、9ページをごらんいただきたいと思います。

上段にあります合併協議会の開催予定では、選挙や事務・作業の都合などから、第2回目の開催を5月下旬としており、その後、おおむね毎月下旬に開催することとし、さきにご説明したとおり、合併するとなった場合も想定しまして、平成16年5月ごろには協議を終了したいと考えております。

次に、4 合併協議会の開催場所についてであります。当協議会は3市村の合併を協議するものでありますことから、3市村の状況を踏まえる上でも、協議会の開催場所を原則として持ち回りとするの方がよいのではないかと考えまして、提案したものでございます。

次に、5 協議事項及び配付資料の事前送付についてであります。合併協議会における協議を円滑に進めるため、協議事項及び配付資料につきましては、委員の皆様が協議会開催前にお目を通すことができますよう、事前に送付したいと考えている次第でございます。

以上、よろしくご協議お願いいたします。

田岡議長：だんだん確認とか、協議事項とか、縛りが出てきて、ご異論があるかというふうにも思いますが、これから協議を進めていく上に、やっぱり基本的な事項というのはやっぱり確認しておくことが後の混乱を招かないということもあります。

特にこのスケジュールの問題については、審議未了で答えが見送りということだけは、私は避けていきたいというふうに思っておりまして、こういったスケジュールについても確認事項の中にさせていただきました。

これらについて、含めて、ご意見ございましたら、承りたいと存じます。

(「なし」の声)

田岡議長：よろしいですか。それでは、ただいまの案件はそのとおり進めさせていただきます。

次に、協議第11号の事務事業の調整方針（案）について、説明をさせていただきたいと思います。

工藤事務局長：事務局の工藤です。よろしくお願いいたします。

協議第11号 事務事業の調整方針（案）について、ご説明させていただきます。28ページ、29ページになります。

事務事業の調整につきましては、石狩市・厚田村・浜益村が現在行っている各種の事務事業に相違がある場合において、合併した場合に住民が行政制度の違いにより、混乱や不利益を受けたりすることのないように、各種行政制度を事前に調整するために必要なものであります。

この調整方針は、今後協議会の中の幹事会や専門部会、あるいは専門部会の中に置かれる分科会において、細かいものも含め1,000を超える事務事業の調整のために、事務的な協議を進めていく上での指針や基準となるものでございまして、五つの原則を掲げてございます。

一つは、一体性確保の原則ということでございます。新市に移行する場合、住民生活に混乱が生じないよう、特に住民票など、各種の証明書の発行や各種申請の手続、あるいは保険・福祉サービスや各種施設の利用など、市民生活に直接かかわる事項については、支障がないように速やかに一体性の確保に努めるものとする。

2として、福祉向上の原則につきましては、現在1市2村で行っている各種の行政サービスについて、差異があるものについては、住民福祉の向上に配慮し、必要な調整に努めるものとする。

3番の負担公平の原則につきましては、地方税、保険料、使用料・手数料など、住民が直接負担するものについては、その税率や料金について、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう、十分配慮し、調整に努めるものとする。

ただし、新市への移行期において、負担の急激な変化が生じるものについては、緩和策等を考慮するものとする。

四つ目として、健全な財政運営の原則については、事務事業の一元化を図る際には、後年度負担をも考慮し、地方分権社会に対応した健全な財政運営が可能となるよう努めるものとする。

5番目として、行財政改革の推進の原則については、行財政改革の視点に立ち、新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めるものとする。

次に、協議調整の進め方等でございますが、ただいまご説明いたしました五つの原則に立ち、多様化・高度化する行政需要に的確にこたえることができるように、今後自治体が行う事務事業はどうあるべきかなども総合的に勘案して、原則として合併時に制度を統一し、一元化していくことを基本とします。

ただし、これまで長年各市村で制度として培われてきた経緯、あるいは住民への影響から、合併時までに統合することができないものや、合併後に新市において統合を図った方がよいと思われるものが考えられるものについては、合併後において、新市において継続して調整していくものとします。

以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

田岡議長：ただいまの件について、ご質問ございませんか。

（「なし」の声）

田岡議長：それでは、一応、基本的な調整方針について、この確認の中でこれから取り進めさせていただくことにいたします。

それでは、協議事項の第12号 新市建設計画の策定方針（案）について、提案させていただきます。

工藤事務局長：それでは、協議第12号 新市建設計画の策定方針（案）について、ご説明させていただきます。30ページから31ページでございます。

新市建設計画は、合併特例法5条に規定され、合併協議が3市村の合併に際し、住民に対して3市村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否の判断をするという、いわゆる3市村のマスタープラン

としての役割を果たすものでございます。

このことから、本協議会として、これからつくっていかねばならない新市建設計画の策定に当たっては、基本的な方針につきまして、これを定めようとするものでございます。

計画の趣旨につきましては、個性豊かな地域社会の創造と融合を目指し、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画をつくると。

計画の構成につきましては、合併特例法第5条第1項第1号に定める新市の建設の基本方針、同じく第2号に定められております基本方針を実現するための主要事業、第3号に定められてます公共的施設の適正配置と整備、第4号で定める財政計画の法で定められております4項目を中心に構成いたします。

計画の期間につきましては、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度という表現にさせていただいております。これにつきましては、合併した場合の地方交付税の額の特例があり、財政計画での財源とのかかわり合いから、合併特例法第11条の地方交付税の算定の特例で使われている字句と同様な表現にさせていただいております。

次に、新市建設計画の策定に当たっては、基本方針となる新市将来構想を先に作成し、その構想にのっとりまして、建設計画を定めると。

住民意見の反映については、先ほど来からる説明してございます住民参加の手法を積極的に取り入れまして、具体的には、協議7号の事業計画でも説明いたしましたワークショップ、パブリックコメント、住民説明会、住民意識調査、これはアンケートでございます、などの手法を取り入れ、計画に反映していくものとするものでございます。

健全な財政運営につきましては、財政計画を作成する上において、国・道補助金などの依存財源を過大に見積もることのないようにするというところでございます。

以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

田岡議長：ただいま、新市計画の策定の方針（案）について、ご説明をさせていただきました。

何かご質問ございますか。

はい、どうぞ。

長原委員：1点だけ申します。要望しておきたいと思えます。

財政計画についてですが、これは10年間となっておりますが、特例債等との関連を考えますときに、基本は10年としても、シミュレーションとしては、更にその先10年、20年程度の資料も、これは検討素材としてつくことは必要だと思えます。

これが新市建設計画の中に入れるかどうかは別として、そういったことも意識してのシミュレーションということも求めておきたいと思えます。

以上でございます。

田岡議長：ここでその回答について、お約束はできませんが、そういうお話が恐らくこれからの議論の中で出てくると思いますので、その必要性などについても、その中でお話をさせていただいて、基本的には必要なデータであるというふうには理解をいたしております。

いかがでしょうか。

（「はい」の声）

田岡議長：このところに非常に大切なポイントがございまして、先ほど言いましたように、スケジュールということを確認させていただきました。

## 8. その他

田岡議長：以上、協議事項を終了させていただきまして、続きまして、会議次第8 第2回会議の開催の日時について、事務局より説明をさせていただきます。

工藤事務局長：それでは、ご説明いたします。

今後の日程でございますが、今後の日程というか、次回の日程でございます。先ほどご説明したスケジュールの中でも触れましたが、3月下旬から4月下旬にかけて、統一地方選挙がございます。特に厚田村議の皆様には地方選挙後期の日程に入り、大変お忙しいと思いますし、また、石狩市長・石狩市議会議員の皆様におかれましては、5月11日投票日となっておりますことから、次回の協議会を5月の下旬に予定してございますが、6月上旬にずれ込む場合もございます。5月の下旬から6月上旬にかけて行いたいと。

それと、場所は先ほど持ち回りで行うということで、今回は厚田村で開催したいと考えております。

正式に開催日程が定まりましたら、事前にご連絡したいと考えております。

時節柄お忙しい時期とは重なりますが、万障繰り合わせの上、出席をお願いいたします。

以上でございます。

## 9. 閉 会

田岡議長：以上で、本日の全日程を終了させていただきました。

最後に一言、説明をさせていただき、また議論させていただきましたように、基本的にこの話し合いの進め方というのは、合併をしたらどういうふうになっていくんだということを前提に話し合いが重ねられていきます。

その過程の中において、さまざまな要素が入られて、そしてもう決定的なダメージ、議論の途中において決定的なダメージが置かれた場合には、各自自治体に持ち帰ってご判断を願うということになりますし、ここではあくまでも一つの成案を目指していくという努力を重ねてまいりたいと思っております。最終的に判断をするのは住民であり、手法としての議会だというふうに思っております。

これからも、市民に、住民にきちっとご判断をいただく、あるいはご批判やさまざまなご提案をいただくためにも、情報の共有化、そして、レベルの高い、質の高い議論を重ねることこそがまさに住民説得の一番大きなポイントになると思いますので、ぜひ、活発なご意見、ご議論をご期待申し上げまして、本日の第1回目の協議会を終わらせていただきます。

本日は長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。

工藤事務局長：ご連絡申し上げます。

合併協議会事務局は市役所の3階でございます。

それと、各市村の窓口対応としましては、厚田村ではまちづくり推進課、浜益村では総務企画課、石狩では企画調整課となっておりますので、そちらの方にも遠慮なく申しつけいただければ、事務局の方へ連絡されることとなっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介